

令和6年門審第25号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年10月22日03時05分

山口県萩漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14.99トン

登 録 長 16.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 150

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室中央に舵輪を、その右舷側に機関操縦レバーを、左舷側にGPSプロッター、GPS受信機及びレーダーを、左舷後部にGPSプロッター、魚群探知機及び無線機をそれぞれ備えた小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年10月22日02時45分萩漁港を発し、山口県見島南方沖合の漁場に向かう途中、僚船から荒天のため操業中止する旨の無線連絡を受け、03時02分帰途に就いた。

ところで、萩漁港中小畑地区には東防波堤とその南側に西防波堤が築造され、東防波堤の南端には灯高2.45メートルで光達距離5.5キロメートルの単閃緑光を4秒ごとに発する簡易標識灯が、西防波堤の北端には、灯高2.36メートルで光達距離5.5キロメートルの単閃赤光を3秒ごとに発する同標識灯がそれぞれ設置され、a受審人は、夜間、東防波堤の簡易標識灯の灯光をやや左舷方に見るように入航していた。

a受審人は、舵輪の後方に立って操縦に当たり、コースアップ表示3海里レンジとしたレーダーを作動させ、03時02分僅か過ぎ萩港中小畑浦沖防波堤東灯台（以下「萩港防波堤東灯台」という。）から019度（真方位、以下同じ。）110メートルの地点で、東防波堤の簡易標識灯付近に向けて針路を150度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたのち、a受審人は、左舷後部の無線機から交信する音声聞こえてきたので、03時04分半僅か前萩港防波堤東灯台から134度310メートルの地点に至り、無線機に向いて体をひねった

ため、無意識に右手で舵輪を回し、左舵がとられたまま続航した。

03時04分半僅か過ぎ a 受審人は、萩港防波堤東灯台から133度320メートルの地点に達し、船首が117度を向いたとき、東防波堤まで70メートルのところとなり、その後緩やかに左回頭して同防波堤に向かって進行する状況であったが、左舷後部に体をひねった姿勢で無線機の通話を聞くことに気をとられ、前方を向いて操縦に当たるなど、針路の保持を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

Aは、03時05分萩港防波堤東灯台から131度380メートルの地点において、船首が103度を向いたとき、原速力のまま、東防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、船首部船底外板に破口を生じ、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、山口県萩漁港において、帰航する際、針路の保持が不十分で、東防波堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、山口県萩漁港において、帰航する場合、東防波堤に向かって進行することのないよう、針路の保持を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、左舷後方に体をひねった姿勢で無線機の通話を聞くことに気をとられ、前方を向いて操縦に当たるなど、針路の保持を十分に行わなかった職務上の過失により、東防波堤に向かって進行して同防波堤の消波ブロックに乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳